

## マイナンバー制度に係るFAQ

### 【国民向け】

項目	質問内容	回答	回答者
通知カード	手元に通知カードが届くのはいつ頃か。届かない場合は、どこに問い合わせればよいのか。	通知カードは、本年10月から順次発送する予定です。届かない場合など各種お問い合わせについては、個人番号カードコールセンターにおいて対応する予定です。	総務省
	通知カードを受け取らないこと、拒否することはできるのか。	マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続が必要となりますので、通知カードを受け取り、ご自身のマイナンバーをご確認頂くよう、お願いいたします。	総務省
個人番号カード	個人番号カードには、年金や所得情報が入っていないというが、仕組みが分からない。分かりやすく教えて欲しい。	個人番号カードのICチップに入る情報は、券面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書に限られ、年金や所得情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。	総務省
マイナンバー	自分のマイナンバーをフェイスブック等に掲示することは、処罰の対象になるのか。	<p>「提供」とは、通常「他人にとって利益となるものを、その者が利用し得る状態に置くこと」(法令用語辞典・第9次改訂版)とされています。インターネット上に意図的にマイナンバーを掲載する場合は、アクセスした人は本人に拒否されることもなく自由にマイナンバーをメモしたり、ダウンロードしたりできる状態となりますので、「提供」に該当すると解されます。</p> <p>意図的に自己のマイナンバーをインターネット上に掲載するような者に対して直接科すことのできる罰則規定は番号法には規定されていませんが、例えばこのような行為に気付いた個人や市町村などから特定個人情報保護委員会に連絡するなどして、特定個人情報保護委員会が本人に対して(番号法第19条の提供制限違反として)適切な勧告・命令を行い、仮に命令に違反した場合には命令違反罪(番号法第73条)の適用が考えられます。</p> <p>なお、情報を閲覧することのみでは「収集」にあたらなため、SNSに掲載された他人のマイナンバーを閲覧するだけでは、法律違反にはならないと考えられます。しかし、閲覧にとどまらず、メモしたりダウンロードしたりすれば、当然「収集」に当たります。</p>	内閣官房社会保障改革担当室
セキュリティ対策	年金の情報漏洩があったが、マイナンバー制度では情報漏洩の心配はないのか。年金とマイナンバー制度の違いが分からない。制度の違いを含めて分かりやすく教えて欲しい。	<p>内閣官房社会保障改革担当室ホームページに掲載されている「よくある質問(FAQ)」の(5)個人情報の保護に関する質問のQ5-2からQ5-5をご参照ください。</p> <p><a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html</a></p> <p>Q5-2 よく「個人情報を一元管理する」と言われますが、本当ですか？</p> <p>Q5-3 マイナンバーも漏えいする場合がありますのではないですか？</p> <p>Q5-4 税の情報や社会保障の情報を同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏えいしたときに、それらの情報も芋づる式に漏えいしてしまうのではないですか？</p> <p>Q5-5 もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすまされて悪用されるのではないですか？</p>	内閣官房社会保障改革担当室

	<p>「情報連携」、「見えない符号」、「情報提供ネットワークシステム」等の仕組みが分からない。分かりやすく教えて欲しい。</p>	<p>内閣官房社会保障改革担当室ホームページに掲載されている「フリーダウンロード資料」の中にある、大規模事業者向けの「詳しい説明入りの資料」をご参照ください。</p> <p><a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf</a></p> <p>■情報連携が始まると添付書類の削減など国民の負担軽減が実現します ネットワークシステムを活用した各機関の間の情報連携は、国の機関が平成29年1月から、地方公共団体は平成29年7月から順次始まる予定です。 情報連携が始まると、申請の際に課税証明書等の添付書類が省略できるケースが出てくるなど、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。 なお、行政機関の間の情報のやりとりはマイナンバーは直接使わず、暗号化し、システムにアクセスできる人も厳しく制限します。</p>	<p>内閣官房社会保障改革担当室</p>
<p>年金問題</p>	<p>年金分野へのマイナンバーの導入はどうなるのか。</p>	<p>年金分野でのマイナンバーの利用開始時期については、日本年金機構のシステム刷新による様式変更も控えていたことから、平成29年1月1日提出分から行う予定でしたが、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響については、今回の事件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を見極めて判断いたします。</p>	<p>内閣官房社会保障改革担当室</p>